

## 6-7 岡崎国立共同研究機構分子科学研究所将来計画委員会規則

平成5年7月19日

分子研規則第2号

### 岡崎国立共同研究機構分子科学研究所将来計画委員会規則

#### (設置)

第1条 岡崎国立共同研究機構分子科学研究所(以下「研究所」という。)に、研究所の将来計画について検討するため、将来計画委員会(以下「委員会」という。)を置く。

#### (組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 研究所長
- 二 研究所の教授数名
- 三 研究所の助教授数名

2 前項第2号及び第3号の委員は、各年度ごとに研究所長が委嘱する。

#### (委員長)

第3条 委員会は、研究所長が招集し、その委員長となる。

#### (専門委員会)

第4条 委員会に、専門的な事項等を調査検討させるため、専門委員会を置くことができる。

#### (委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴取することができる。

#### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部庶務課において処理する。

#### 附則

この規則は、1993年7月19日から施行する。